

令和6年度 移動等円滑化評価会議中部分科会 議事録

開催日時: 令和6年7月23日(火) 14時~16時

開催場所: 名古屋合同庁舎第1号館 11階共用大会議室

【事務局】

それでは定刻となりましたので、ただ今より「移動等円滑化評価会議中部分科会」を開会いたします。本日はお忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございます。私は中部運輸局交通政策部バリアフリー推進課の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは開会にあたり、中部運輸局長の中村よりご挨拶を申し上げます。

【中村中部運輸局長】

本日はご多忙の中、移動等円滑化評価会議 中部分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政について、格別のご理解とご協力を賜り、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

私自身、かなり前ではございますが、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合されてバリアフリー法ができた少し後に、本省の今のバリアフリー政策課の前身となる課に所属しており、当時統合されたバリアフリー法の移動等円滑化基準やガイドラインの策定に携わっておりました。その後、当事者の皆様のご意見を踏まえ、バリアフリー法も何度か改正を行うこととなりましたが、よりよいバリアフリー化に向けてこの様な会議が開かれていることは、大変素晴らしいことだと感じております。

この移動等円滑化評価会議中部分科会は、中部地域におけるバリアフリーの進展状況の把握及び、移動等円滑化の促進のための施策の評価を行うために、各団体の代表の方や、地方公共団体、施設設置管理者、その他の関係者等の参画のもと、令和元年に設置がされ、今年で6回目の会議となります。現在、国土交通省としましては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進に取り組んでいるところであり、中部運輸局としましては、ユニバーサルデザインの街づくりの推進のため、地方ブロック一体となったマスタープラン・基本構想の策定促進に取り組んでいるところでありますが、その一方で、ハード整備とともに、「心のバリアフリー」に係る施策など、ソフト対策等の強化が求められています。

中部運輸局では、「心のバリアフリー」の取組の一つとして、バリアフリー教室を開催しており、これまでも小学校を中心とした教室を開催してきたところですが、昨年度は、幅広い世代の方にも体験してもらおうと、駅周辺や公園でバリアフリー教室を行うなど、関係する方々に協力いただきながら、心のバリアフリーの一層の推進に取り組んでいるところです。

今後も皆様とともに工夫を重ね、バリアフリーに関する取り組みを進めて参りたいと思っております。本日は、限られた時間ではございますが、活発なご意見を賜りますようお願い申しあげまして、私の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、次に、配布資料の確認をいたします。

—議事次第に記載の配布資料名を読み上げ—

以上になりますが、資料はお揃いでしょうか。過不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

次に、本日ご出席いただきました皆様のご紹介ですが、後ほどご発言いただく時間をできる限り多く取らせていただきたいと思いますので、お手元の出席者名簿と配席表をご覧くださいまして、皆様のご紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に移らせていただきます。ここからは、議事の進行を、分科会長の磯部先生にお願いしたいと思います。磯部先生、お願いいたします。

【磯部分科会長】

中部大学の磯部です。本日は、よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきますと思います。

議事1の「中部における移動等円滑化の進展状況について」ですが、資料1から資料3までは、事前に資料配布をさせていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、議事2の「中部管内等における最近の主な取組」としまして、資料4から資料6までの説明を事務局よりお願いします。

【中部運輸局 杉山バリアフリー推進課長】

資料4「中部運輸局の取組」について説明。

【中部地方整備局 企画課 川部企画第二係長】

資料5「中部地方整備局の取組」について説明。

【中部地方整備局 天艸住宅整備課長】

資料6「国土交通省における建築物バリアフリー化の取組」について説明。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございました。資料1から資料6の内容については、事前に頂いたご意見を、「参考資料1」として取りまとめておりますが、それ以外で何か追加のご意見とかご質問はございますでしょうか。皆さんと少し議論をしたいと思いますので、資料1から6に関係することで、何か聞きたいことがあれば発言をお願いしたいと思います。如何でしょうか。それでは中井さん、お願いします。

【NPO 法人 子育て支援の NPO まめっこ 中井委員】

NPO 法人 子育て支援の NPO まめっこの中井と申します。

資料1の5ページ及び資料4の「心のバリアフリー教室」の内容について、ご質問させていただきます。資料1の5ページにて「心のバリアフリー」の用語の認知度について、2025年度末数値目標が約50%、高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合は、2025年度末数値目標に原則100%と記載されていますが、資料4でご説明いただいた「心のバリアフリー教室」は1年間で何件ほど実施されているのでしょうか。

【磯部分科会長】

「心のバリアフリー教室」の開催頻度と目標達成に向けた頻度での開催が行われているのかについてです。いかがでしょうか。

【中部運輸局 杉山バリアフリー推進課長】

バリアフリー教室の開催頻度については、年間何件といったノルマがあるわけではありませんが、先ほどの資料4にてご紹介させていただいた通り、昨年度に運輸局主催で実施したバリアフリー教室は5件となっております。なお、自治体様や事業者様で開催されたバリアフリー教室にオブザーバーとして参加させていただく機会もあったため、そういったものも含めると8件ほど実施させていただいております。また、「心のバリアフリー」の用語の認知度の目標達成については、バリアフリー教室に限らず、様々な方法で認知度を上げていくことは可能な為、本会議等を通して認知度を高めていければと考えております。

【磯部分科会長】

よろしいでしょうか。数値目標を上げていくためには、様々な方のご協力が必要となるため、今後も議論を行う余地があると思います。それでは、加藤さんお願いします。

【社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会 加藤委員】

社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会の加藤と申します。

私どもは外出する際に、バリアフリー設備の整ったトイレが必ず必要になります。私どもは、トイレのことをすごく重要視しています。

資料6の18ページをご覧いただきたいと思います。資料の支援概要の中で、バリアフリー化された手すりのついたトイレの写真が掲載されておりますが、トイレの手前の箇所に幼児用のおむつ交換台が設置されております。

私の子供は、重度の知的障害と身体に障害があるのですが、外出時は車いすも利用しています。車いすの方は、おむつ交換や着替えの準備が必要となるため、一人でトイレに行くことは非常に困難です。おむつ交換台はあくまで幼児が使用するために設置されているため、設置個所の高さや大きさの観点から、大人が使用することは困難です。

トイレのバリアフリー化については、基本的に広い空間に手すりと便器が備え付けられているだけでは足りないと感じており、自治体等には大型ベッドの設置及び改修を働きかけているものの、あまり周知がされていないように感じている。大型ベッドについては、障害者の方だけでなく、ご年配の方でも使用する頻度は今後も高まっていくと思う。面積が確保できない場合は仕方ないが、新しく施設を建築する場合、又は改修を行う際は、多目的トイレには大人でも使用できるような着替えが可能な

大型ベッドの設置を普及していただきたい。

それからもう1点お伝えさせていただきたいことがあります。

知的障害者の方は、介助を必要とする場面が多いため、多目的トイレを利用する際に、カーテンなどがあるととてもありがたいです。

最近の大型スーパーでは、カーテンがついているところが多く見受けられます。異性同士の場合、カーテンが一枚あるだけでパーソナルスペースが確保できるため、介助をしながら用を足すことが可能になります。ですので、大型ベッドもそうですけど、カーテンも合わせて設置をしていただきたいと思います。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。おそらく、多様な利用者がいるということ考えた時に、この基準のあり方とか、支援制度の基準に準じて実施していくわけですけれども、そういった部分の考え方について何かありましたらご回答願います。

【中部運輸局 杉山バリアフリー推進課長】

トイレのお話は毎年会議の話題となるため、当局としてもご意見についてはしっかり受け止めており、先ほどお話いただいた大型ベッドとカーテンの設置要望については、本省にも報告を行うとともに、本日ご参加いただいている自治体様や事業者の皆様にもお伝えさせていただきたいと思っております。貴重なご意見をありがとうございます。

【磯部分科会長】

他に何かありますでしょうか。では、地整の方からもよろしく願います。

【中部地方整備局 天艸住宅整備課長】

まずは貴重なご意見をありがとうございます。

トイレについては、ソフト対策で代替が困難なため、ハード整備として非常に重要だということは我々も認識しております。

そのため、今回の見直しにおいては、容積率の特例として、トイレ設置に係る一定の要件を満たせば、容積率の規制が緩和されることに繋がり、広い面積での建築が可能となるというような見直しも合わせて検討されているところでございます。

仰っていただいた通り、元々面積が確保できない施設は物理的に難しい問題もありますが、可能な限りボトムアップをしていくことが我々としても重要だと考えております。

既存建築や新築に関わらず、制度面でできる限りのサポートをさせていただきたいと思っています。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。国の制度もありますが、それに上乗せする又はサポートするような形で地方自治体の制度が整備されても良いと思っています。

今後、そういった部分についても様々な方と一緒に議論していければよいと感じております。

では、山田さん、よろしく願います。

【社会福祉法人 AJU自立の家 山田委員】

AJU自立の家の山田と申します。

僕は約67年間、車椅子で生活しているため、トイレについては散々苦労してきました。

実は、他の施設が見習う基準となるべきトイレがありますが、それは中部国際空港のトイレです。中部国際空港のトイレは、カーテンが設置されていないことを除き、バリアフリー化設備が全て整っていると感じているが、あれだけ整備されたトイレが社会的に浸透していないのが現実です。

中部国際空港にあるトイレは車椅子で移動できる人がどこのトイレでも行けるような仕組みになっています。普通のトイレは入り口が狭くて入れません。中部国際空港のトイレがバリアフリー化されたトイレのモデルになればいいと考えています。自治体などでは、それぞれの役所内に、早い段階からバリアフリー用のトイレが整備されてきたのだが、法令の整備に伴い、様々な設備が狭いトイレ内に設置されたため、かえって身動きがとりづらくなっている。先程、加藤さんがおっしゃったように、大型ベッドやカーテンが整備されているようなトイレは、非常に少ない。

トイレなどの施設を建設及び整備する段階から、障害者、高齢者と協議をしながら進めていくことが、自治体の条例や法令によって定められている。全ての市町村が障害者計画を作る際には、必ず障害者の団体が参加をしている。ただ、それによって、「施設設備の整備が整っているか」と言われると、問題意識の少ない人が委員として選任されている場合もあるため、一概にできているとは言えない。育成会(名古屋手をつなぐ育成会)の方も我々の仲間も各市町村の委員会に入っており、障害者という形で関係者として参加しているため、そこできちんと意見が言えればいいのだが、問題意識がなく、行政や自治体で作成された文書が改修されないため、そういった問題が起きてしまう。これは行政だけの問題でなく、我々障害者団体としても問題意識を認識して臨まなければならないと強く感じている。

それと、以前の会議でも発言させていただいたが、道路のスロープがもうめっちゃめっちゃで、基準っていうのはあってないようにひどい。そのまま(車椅子で)移動していけばひっくり返るような歩道が山ほどあります。また、前から人が来たら、どうしても通れないような歩道が山ほどあります。これが現実です。ある事業所が駐車場に入るためにスロープを作ったのだが、過去にそこを歩いてひっくり返ったことがある。まっすぐ行こうとしてもいけないから、ひっくり返っちゃう。そういう体験をしたこともある。このように、歩道やスロープはめっちゃめっちゃです。これが現実です。何で歩道を上げて(高くして)あるのか。縁石で仕切っているので、広い歩道だと動きやすくなるということもあるが、その歩道の幅の問題がある。狭い道だからってということもあるかもしれないけど、僕は歩道に関しては、めっちゃくちゃ大きな課題があると思っています。

【磯部分科会長】

ありがとうございます。基準のあり方ですね。これはもう常に課題として挙げられている話なので、どうしても基準に合わせた数字のみで判断して作ってしまうと、実際の利用者が使う際に、かえって使いにくいものとなってしまいます。何故その基準があるのかという根本的な部分を理解して、我々は何ものづくりをすることを常に考えていかなければならない。今一度、基準の意味というものをしっかりと問いかけること、分からない部分は当事者に聞くというそのスタンスが大事なかなと感じております。

では村井先生から何か一言頂けますか。

【日本福祉大学 村井准教授】

はい、日本福祉大学の村井です。

移動等円滑化の目標の達成状況や発表資料にてご説明いただいた通り、数字が上がっていることはいい傾向となっておりますが、数値に見合うだけの成果や利便性を実感できることが、やはり大事だと思うので、その後の検証をしっかりとやってこそ、初めて達成したことになるのではないかと思います。

私は建築の人間なので、ものづくりというのにすごく関わる機会が多いのですが、バリアフリー化を達成したとしても、それに向けての設計手法とか、考え方とか、技術とかって、多分違うと感じています。

同じ時間と同じお金をかけて整えていく中でも、しっかりうまく使いやすく設計できたものがあれば、実際には使いづらいバリアフリー設計ができる場合など、様々なケースがあると考えています。

そういった中でも、いい例や良い技術者による、良く考えられた案が蓄積していく必要があるのだろうなと思っています。私からは以上です。

【磯部分科会長】

議事の都合上、時間がありませんので、これまでのやり取りを踏まえ、回答の方は事務局にて整理していただければと思います。

続きまして、次第にはございませんけども、東海旅客鉄道(株)から、バリアフリー料金に関するご報告があるそうですので、よろしく申し上げます。

【東海旅客鉄道(株) 野村氏】

JR 東海でバリアフリー関係の所管箇所に所属しております、野村と申します。

弊社は、バリアフリー設備の整備を推進するにあたり、2021年12月に国により創設された、「都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める制度」、いわゆる「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用することとし、2022年の2月に、本制度を活用するにあたって、中部運輸局へ届け出を行っております。

本日は、弊社における本料金制度の届出の概要とその進捗状況について、中部地域の皆様への説明機会としてこの場をお借りし、ご説明させて頂ければと存じます。届出内容につきまして、昨年と同様の内容となってしまいますけれども、簡単に紹介をさせていただきます。

まず、資料の1枚目をご確認いただければと思います。

「バリアフリー整備計画」ですが、計画期間は、2021年度から2030年度の10年間、整備方針は、ホーム可動柵5駅16番線の整備や、ホーム可動柵やエレベーター等のバリアフリー設備の更新・維持管理等、です。総整備費は、約305億円です。

なお、5駅16番線の詳細は、表に記載の通りです。在来線においては名古屋、金山、千種、大曽根の記載番線を対象に整備を進める方針としており、直近の状況としましては、2021年度に金山駅東海道本線の4番線への設置を完了。名古屋駅においては5番線から8番線の工事に着手しており、2023年度に東海道本線下りの6番線、2024年度に東海道本線下りの5番線、2025年度に中央本線の7・8番線での使用開始に向け工事を進めております。

次に、料金設定です。

本料金制度の活用に伴い、バリアフリー設備に要する費用の一部をお客様にご負担いただきます。料金收受エリアにおいて、表に記載の通り、普通旅客運賃について10円、定期旅客運賃については一月あたり300円の料金を旅客運賃に加算いたします。小児は、旅客運賃に料金を加算した大人の半額となります。通学定期旅客運賃には加算いたしません。

続いて、料金を收受させていただくエリアについて、ご説明します。

「都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める」という本制度の主旨を踏まえ、在来線は、名古屋駅を中心としたオレンジ線で記載した範囲の各駅相互間、新幹線は、東京駅から品川駅間、豊橋駅から岐阜羽島駅間、京都駅から新大阪駅間の各地区における各駅相互間、とさせていただきます。料金を收受については、名古屋地区については2024年4月1日から收受を開始させていただきます。

なお、東京地区と関西地区につきましては、JR 他社の同制度の開始時期に合わせて、東京地区は2023年の3月18日から、関西地区は2024年4月1日から収入を開始しているところでございます。以上が届出の概要となります。

資料の2枚目をご覧ください。制度に定められた提出様式に沿って、2023年度のバリアフリー整備等実績を記載しております。

本年度の整備費についてですが、これはホーム可動柵の他、エレベーターのような段差解消設備や発車標といった案内設備等のバリアフリー設備の更新・維持管理にかかった費用を計上したもので、その合算額として、24億2千4百万円を計上しております。

本年度に供用開始した整備完了実績については、ホーム可動柵について名古屋駅の1番線を整備しております。料金徴収によるホーム可動柵設置番線数・段差解消駅数は先ほど申しましたホーム可動柵1番線です。料金收受額についてですが、今年度は新幹線の東京、関西地区の各駅相互間という限られた区間での收受となりますので、收受額は合計で1200万円となっております。

説明内容は以上となります。

なお、この度ご説明した内容は当社 HP 上にも公表しております。

また、整備実績につきましては来年度以降も当社 HP にて毎年6月末に前年度分について掲載し、公表してまいります。引き続き、本制度を活用しながら、バリアフリー設備の整備を進めてまいります。JR 東海からは以上でございます。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございました。申し訳ありませんが、議事の都合上、質疑応答時間をお取りできませんので、ご質問等ございましたら、のちほど事務局の方にお寄せいただいで、またいろいろと JR さんと意見交換ができたらいいかんと思っております。それでは議事を進めさせていただきます。次に、「アジア・アジアパラ競技大会に向けたアクセシビリティの取組について」、愛知県さんお願いいたします。

【愛知県 アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課 高橋担当課長】

愛知県 アジア・アジアパラ競技大会推進局 計画推進課の高橋と申します。

アジア・アジアパラ競技大会について発表させていただきます。

本日発表させていただく資料については、権利関係の都合上お渡しすることができない部分がありますので、大変申し訳ございませんが、モニター画面にて説明をさせていただきますことをご了承願います。何卒、よろしくお願いいたします。

本日は、それぞれの大会の概要と、Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ・ガイドラインについてご紹介したいと思っております。

まずは、第20回アジア競技大会についてです。オリンピックと同様、原則4年に1回開催される大会となっております。

2026年9月19日から10月14日まで開催され、最大1万5000人が選手団として参加する計画となっております。

メイン会場は、名古屋市瑞穂公園陸上競技場となっております。

大会のスローガンは、「IMAGINE ONE ASIA ここで、ひとつに。」ということで、アジアで1つになろうという思いが込められております。

今月の14日には、「ホノホン」という名前の大会公式マスコットがデビューさせていただくこととなりました。今後は、このホノホンとともに、様々な場面でPR活動をさせていただきますので、ぜひ覚えていただけるとありがたいです。

競技種目については、陸上や水泳、バレーボール等のメジャーなスポーツもございますが、アジアならではの種目として、カバディやセパタクロー、また近年普及してきているEスポーツも開催されることとなっております。

ぜひ、見慣れない競技にも関心を持っていただけたら嬉しいなと思っております。

競技会場は、基本的に愛知県内の様々な施設を使わせていただく計画となっております。

多くは、公共の施設での各自治体が管理している施設をお借りする予定ですが、一部、一般の施設や県外の施設もお借りする予定です。現在大会開催のために、瑞穂公園陸上競技場や名城公園に建設されるIGアリーナの方も整備の方をさせていただいております。

続きまして、第5回アジアパラ競技大会です。こちらも、原則4年ごとに開催されます。

初開催は2010年ということで、今回で5回目となります。

アジア競技大会は、これまでに東京と広島で開催されておりますが、アジアパラ競技大会の日本での開催は今回が初めてとなります。

大会期間は、2026年10月18日から10月24日までの7日間、開催させていただきます。

メイン会場は「第20回アジア競技大会」と同じく名古屋市瑞穂公園陸上競技場となっております。

大会スローガンは、「IMAGINE ONE HEART ころを、ひとつに。」ということで、みんなで心を合わせてやっていこうということになっております。

公式マスコットについては、先日募集が終わりまして、現在選定中となっております。

近々皆様のお目にかかることができるかと思っておりますので、ぜひ発表まで楽しみにお待ちいただければと思います。

競技会場は、第20回アジア競技大会と同様、一部で自転車競技が静岡県の専用施設にて開催されますが、基本的には愛知県内の会場にて開催を予定しております。

続いて、Aichi-Nagoya2026アクセシビリティ・ガイドラインについてお話しさせていただきます。

こちらは、アジア競技大会・アジアパラ競技大会を開催するにあたり、競技会場等の関係施設が様々な方に対して、使いやすく、アクセスしやすいようにと、様々な方のご意見を頂戴して作ったものになり

ます。策定主体は、開催自治体であります愛知県と名古屋市、そしてこの大会運営を行う「愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会」となります。

策定過程の中で、「アクセシビリティ・ガイドライン検討会」を設置させていただきましたが、本日の会議にご参加いただいている一部の皆様におかれましては、この「アクセシビリティ・ガイドライン検討会」にもご参加いただいております。

改めて「アクセシビリティ・ガイドライン」の策定にお力添えいただき、誠にありがとうございます。

3回の検討会開催を経て、昨年12月12日に策定・公表をすることができました。

ガイドラインの情報は、愛知県と名古屋市、組織委員会の各HPでも公表しておりますし、テキストデータの点字版もご用意させていただいております。

ガイドラインの構成について、施設に関するハード・ソフト両面での国際的な水準に基づく環境整備の促進や技術仕様についても様々な基準を設定いたしました。会場ごとの対応やそれぞれの役割に応じた障害者の方への接遇について、3段階のアクセシビリティ研修を実施することを設定しました。アクセシビリティ・ガイドラインの策定後、愛知県内の市町村を含めた自治体内の職員に対して、心のバリアフリーセミナーや様々な研修を継続して実施しているところでございます。

これにより、大会に向けた職員の認識を足元から支えることに繋がっていると実感しております。

アクセシビリティ・ガイドラインの項目については、競技会場・公共交通の通路幅等様々な基準が定められておりますが、先ほども話題に挙がりました「車いす使用者トイレの設置概要」についても定められております。各トイレには、お子様用のおむつ替え台だけでなく大人用のベッドの設置に関してもご要望をいただきましたので、今回のアクセシビリティ・ガイドラインにも盛り込まれております。

現在設計・改修をしている箇所のある様々な競技会場に伺い、ガイドラインの基準に沿った設計・改修をしていただけるよう働きかけを行い、会場の構造上可能な範囲で基準に沿った施設整備を整備業者様に依頼しているところであります。

この他にも、バリアフリーに向けた支援ということで、市町村が所有する競技施設について、大会開催に必要となる付帯施設やバリアフリー化に対し、改修費用の一部を補助で行う愛知県市町村施設改修事業費補助金を実施しております。アクセシビリティ・ガイドラインが固まったことによって、補助金に関する法令等の改正を行い、施設整備基準ごとに補助額の基準を策定いたしました。

また、今年度から始めさせていただいておりますが、県内(名古屋市を除く)の宿泊施設において、バリアフリー整備を推進する事業に対し、改修の一部補助を行う愛知県宿泊施設バリアフリー整備推進事業費補助金を打ち出しております。こちらには、名古屋市を除くと記載されておりますが、名古屋市内の宿泊施設に対しては、名古屋市さんが同様の補助制度を実施しております。

今後、このアジア競技大会、アジアパラ競技大会を通して、少しでも住みやすい街づくりができればと考えておりますので、引き続き様々な方にご協力を賜りたいと思っております。

本日は、このような機会をいただきありがとうございました。

【磯部分科会長】

ありがとうございました。こちらも 議事の都合上、質疑応答の時間をとることが出来ませんので、ご質問がある方は、後ほど事務局宛に、メール等をいただければと思います。

ではここで、10分ほど休憩を挟みたいと思います。15時21分から再開させていただきます。

<休憩>

【磯部分科会長】

お時間になりました。皆様お揃いだと思いますので、議事を再開したいと思います。

ここからは主に意見交換の時間とさせていただきます。

今回のテーマは、「第5回アジアパラ競技大会について」となっており、資料7が、事前に頂いたご意見となります。事前の資料では、4件のご意見をいただいております。

簡単に要約しますと、1つ目及び2つ目の情報提供に関するご意見については、情報が得にくい方々がどのように情報を知っていただくのかといったプロセスについてのお話となります。

続いては、バリアフリールートの確保についてです。

通常は、皆さんが同じ入口から入れるようなユニバーサルデザインとなっていることが理想的であります。しかし、不特定多数の人が利用するような大規模な施設においては、同じ出入口から入ることによって混乱を招くことの無いようバリアフリールートをあらかじめ設置した方が良いのではというご提案となっております。

また、競技大会が開催される際は障がいのある選手が多数参加するため、宿泊施設のバリアフリー設備に関する問題もあります。

先ほどはご説明がありませんでしたが、いわゆる選手の方は、通常の大会ですと選手村を作り、そこから各会場にアクセスするわけですが、今回の大会では諸事情により選手村を作らない方針となっております。ですから、様々な方が利用する旅館、ホテルといった宿泊施設を選手の方々も利用することになります。勿論、世界中から観光客が来ることにはなりますけれども、観光客を含め様々な方が宿泊施設を使うことになるため、大会時は混乱が起こらないのかという懸念はあります。

最後に中部国際空港様の方から、すべての公共交通機関に共通する話題として、開催する会場や宿泊施設が様々な場所に点在している状況で、選手を含め様々な方が来ることになるため、公共交通機関としての役割や連携について、体制を整える必要があるではないかといったご意見となっております。

この資料を基に議論をしていこうと思いますが、事務局より何か話しておくことはありますか。

【中部運輸局 杉山バリアフリー推進課長】

今回のテーマについては、日本初のアジアパラ競技大会ということもあり、大会開催に向けて、皆で盛り上げて応援していきたいということで、この場で意見交換をさせていただくこととなりました。

先ほど愛知県様よりご説明いただいた通り、アクセシビリティ・ガイドラインの策定に携わっていただいた皆様も、今回ご参加いただいておりますので、可能な限り、前向きなご意見を交わっていただければと考えております。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。

まずは、公共交通事業者さんや中部国際空港さん、あと協会さんから気になる点等あれば頂きたい。

では、桑原さん、よろしいですか。お願いします。

【中部国際空港(株) 空港運用本部 桑原氏】

中部国際空港株式会社より参りました桑原と申します。よろしくお願いいいたします。

今回、事前の意見照会にも書かせていただきましたけれど、基本的なガイドラインについては、先ほどご説明いただいたように、すでに展開をいただいておりますが、あくまでもこちらのガイドラインは、大会に関わる場所として、委員会が設定したエリアの範囲になりますが、まち全体で大会を後押しして、成功に導いていくことを考えると、事業者をまたいで横断的に共通のアクセシビリティを整備することが必要ではないかと思っております。また、このガイドラインとは別に、他の公共交通事業の皆様が、どのような取り組みをされているのか、我々としては知りたいと思っておりますので、行政の皆さんや組織委員会の皆さんには、リーダーシップを取っていただいて、各事業者の取り組みを共有していただき、皆で学びあいながら、進めていければいいのではないかと思います。そういった進め方をしていくようなお考えはありますでしょうか。よろしくお願いいいたします。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。セントレアさんの方から、その他の交通事業者さんへのご質問となりますので、バス協会とかタクシー協会、鉄道協会さんの方から、大会に向けての準備状況とか、こんなことで困っているというようなことがありましたら、お願いしたいと思っておりますが如何でしょうか。

では、バス協会さん、よろしくお願いいいたします。

【(公社)愛知県バス協会 小林専務理事】

輸送体制については遅れているというか、あまり進んでおりませんが、輸送について委託を受けた団体が、最終的にバスやタクシーの体制を作っていくのですが、そこが少し遅れていると思われ。バスについては、選手であったり、大会関係者、マスコミ、観客であったり、それごとの輸送体制をこれから作っていかれると思われ、これについては協会も後押ししていきますが、各事業者にはこれらの委託会社から直接声がかかって、事業者毎にバスが何台出せるのかということが、これからの話になります。

アジパラ関係でいうと、愛知県は比較的リフト付きバスが多いのですが、それでもまだまだ足りない。近隣をはじめ、全国に声がかかると思います。2020東京オリパラの時は、今よりも少なかったのですが、その後、愛知県でもかなりの台数が増えているのですが、これでも足りないということだろうと思います。

今回は国際大会なので、協会としても一生懸命に対応していきたいと思っておりますが、今の段階では、まだ進んでいないという状況です。以上です。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。

それでは、岡田部長、よろしくお願いいいたします。

【中部運輸局 岡田交通政策部長】

アジアパラ大会競技大会の輸送検討会には、私も参画しておりまして、そこでバス、タクシー等を含めた輸送体制を検討している状況であります。

先ほど小林専務理事がおっしゃられたとおり、委託会社があり、そこで遂行しているところではございますが、随時、検討会に参加しておりますので、情報共有ができるものがありましたら、私の方から情報共有させていただければと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。

アジアパラ大会のアスリートのこともあるけれど、お客さんもいろいろ方が来られる可能性があると思いますので、バリアフリーのところを忘れずをお願いしたいと思います。

では、何か輸送問題で、気になる方はございますか。では、山田さん。

【社会福祉法人 AJU自立の家 山田委員】

選手として来る人は団体で来るから、特に問題はないと思います。ただ問題は、バス協会でも言われたように、「リフト付きバスの数と運んでくる車椅子の数が違うとどうなるのか」というのが1番大きな問題になってくると思います。特に個人で観客として来る人は、いろいろな問題が絡んでくる。これはシームレスでなければいけない問題だと思う。「中部国際空港に、団体で10人が来る。では飛行機には、車椅子10人が乗れますか。」ということになるわけです。これは大きな問題です。航空会社の問題ですが…。

少なくとも東海3県では、特別支援学校の生徒さんが見学し、参加する、ボッチャなんかもあるので。そういうことになると、その移動はどうするのか、こういうことですよ。

中部国際空港に来ました、団体で来ました、エレベーターは1台か2台しかない、乗れる数は限られている。一斉に来て、一斉に帰る。帰るといっても、せっかく名古屋に来たんだから観光していこう。ただ、名古屋駅には観光案内所はあるが、そこであれこれ尋ねても、きちんとした案内があるわけではありません。

なお、別に褒めるわけではないが、以前、家族で伊勢志摩への旅行を計画したときに、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターに問い合わせをしたら、車椅子のこと、お風呂のこと等、全てのことに對し、見事にパーフェクトな答えを頂いた。これだけパーフェクトな答えを頂いたのは初めてでした。このような形で、バリアフリーに配慮をした、一箇所ですべて解決できる観光案内所は、非常に少ないです。どこへ行っても、一箇所で問題解決するということはなく、たらい回しです。ですので、今後大会を実施する際には、名古屋駅に着いたら、観光案内所に行けば、問題が解決するというぐらいの情報の集約をしないといけないだろうと思います。

なお、愛知県で、宿泊施設に補助金を出すという話がありましたが、それも宿泊施設ごとのバラバラの対応となっている。

滞りのないよう、シームレスな移動ができる仕組みがないと、車椅子での移動は非常に大変です。

障害者の場合、中部国際空港に来て、それから空港から出ていくまでのシームレスの仕組みをしっかりと理解していただかないとダメだと思う。

地下鉄でも、名城線はすべて(電車の乗降口が)スロープ状になっているから、どこの駅でも移動できるようになった。しかし、桜通線は、一人で地下鉄に乗ることができないため、電車が来ても、(駅員さ

んに)スロープを付けてもらわないと乗れない。

こういう問題がたくさんあるということ、アジアパラ大会関係者には、ぜひ理解していただけると嬉しいなと思う。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。シームレスについて、誰が把握したうえで、きちんと全体を見通しているのかという話ですね。その組織なりをいかに作り上げるかっていう、そこが大事だというご指摘がありましたので、ご検討をお願いいたします。あと交通輸送関係は、よろしいですかね。

宿泊関係については、この場で議論できる内容に限りがあるかと思われませんが…。

先ほどお話にもありましたが、団体さんの扱いと個人の扱い、そこをしっかりとできないと、いろいろ言われる可能性がありますので、よろしくお願いします。

それでは、野口さんよろしくお願いします。

【NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 野口委員】

はい。伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの野口です。

山田さん、先ほどは褒めていただいてありがとうございます。

宿泊関係のことですと、今仰っている宿泊とは、選手ではなく、観客の方に向けた宿泊なんですか。

【磯部分科会長】

両方です。

【NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 野口委員】

ですね、はい。個人客の場合ですと、やはり一番気になっているところは、他所からいらっしゃる方たちは、土地勘がまずないということなので、「宿泊するホテルがどこにあるのか、そのホテルから見に行きたい会場までに、どのルートで行くのか」ということが、まず想像できないし、それを調べて探ることが非常に困難なのだと思います。ですので、山田さんがおっしゃられたように、対応していただける窓口があると一番ありがたいところです。

私も昨日まで東京に行っていたのですが、自分が行きたいところに行くためには、探すのに時間がかかる。今はネットでも探せるけれども、普通に歩ける方たちでも大変なのに、バリアフリーなルートでとなった時に、探すのがとても困難なことだと思う。それが、電話1本で、ワンストップでいろいろな情報を教えていただける。「それなら、こういったエレベーターがありますよ」ということを教えていただけるような窓口があると、大変助かるかなと思います。

宿泊に関しても、一件ずつ電話をしていくのはすごく大変なことだと思う。名古屋市には、ホテルもたくさんあるので、そこで集約できるとすごく助かるというのがありますが、そういうのがこの先すぐに見えるかといえば、なかなか難しいことだと思います。うまく今のIT技術か何かで、パッと検索できるようなシステムができれば、一番嬉しいと思います。

宿泊の方は、それぞれで頑張っていて、PRもしていただき、来てもらうようにする。あと選手の方たちが、たぶんどこかのエリアのホテルを貸し切りされると思うとその周辺は一般の人たちが泊まれる宿泊施設が、どこまで解放されるのかということも、ちょっと気になる場所ではあります。以上です。

【磯部分科会長】

今の話をまとめると、全体の情報提供では、選手の方も大事ですし、お客さんも大事ですから、皆さんがかなり複雑な情報を必要としているという、そういう特殊なイベントだということを理解して、皆さんで対応していただく必要があるかと思います。その中で、バリアフリー情報は忘れずに載せてもらおうという話で、それが大事なことだと思いました。

では村井先生から何か一言頂けませんか。

【日本福祉大学 村井准教授】

僕もやっぱり、情報がすごく重要なものだと思うんですね。今は、情報でいろいろなものが提供されて、その情報の波に乗っかれないと、すごく生きづらい世の中になってしまっていて、動画とか提供されてきて、凄くわかりやすく便利になっている感じがするんですけど、それがバリアなんじゃないかなっていう気持ちもちよっとしています。

あと、やはり情報というのは、それが繋がらないといけない。情報は提供したら終わりではなく、受け手がそれを解釈して、生かしていかないといけない。やっぱり、情報提供をする人は、受けてのことも考えて情報提供してほしいし、建築とかのハード関係の人達が、どういう情報を、どのように受け取ってくるのかなということまで、思いを馳せていただきたいと感じています。

【磯部分科会長】

ありがとうございました。

具体的にどうするかというと、答えはなかなか出ず、解決策が見つからないところではございますが、方向性については議論していくことはできたのではないかと思います。この辺は問題提起という形で、事務局で整理いただければと思います。

なお、今後 2 年間で、もちろんアジア大会が終わったらお終いではなくて、せっかくよい経験をしたのであれば、それをずっと継続していく、そういう努力をしていく。それは決して無駄な努力ではないはずなので、そういうことをやっていくといいかなと思います。以上で、このテーマの議論はここまでとさせていただきます。

続きましてですね、事前に頂いた「困りごと・事業者や行政機関への要望」というのが参考資料2にあります。事前に頂いたご要望以外に、追加で伝えておきたいご意見やご要望などはありますでしょうか。

では、野口さんよろしく願いいたします。

【NPO 法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 野口委員】

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの野口です。

困りごとを 2 点ほどご紹介させてもらってよろしいでしょうか。

私たちが昨年度、活動していた時に気づいたことですが、この 4 月から障害者差別解消法の改正がされて、民間事業者さんにも合理的配慮の提供が義務化されました。

また、昨年12月に旅館業法が改正されました。これは皆さんもニュースとかでご覧になられたと思うんですけど、それまでは旅館業の方たちは、伝染病の疾病にかかっている感染症の方や宿泊される

方が、その他違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるときには、宿泊拒否できる、それ以外は拒否できません。しかし、法律改正で、カスタマーハラスメントに該当する宿泊者の拒否ができるようになりました。

そのため、4月に障害者差別解消法が改正されてから、旅館業の方たちの中で、現場が混乱しているということを知られました。

障害者の方たちからの要望が、カスハラに該当するのではないかとというようなことを言われることもありました。

「それとこれとは違う」ということ、それをきちんと現場に説明してほしい、法律のことを教えてほしい、という声がホテルの方からされましたので、そのためのバリアフリーの研修を、いくつかさせていただきました。そういったことで、このバリアフリー法が正しく理解され障害者の権利が守られていくことにつながると思います。法律のことをわかっていないと、トラブルに巻き込まれてしまったり、炎上してしまったりということもあるため、もっとわかりやすく整理をする必要があると思いました。1点目は以上です。

2点目についてですが、先ほど、整備局からご説明していただいた、駐車場や、車椅子席の設置数の変更についてお話しされていましたが、こういった区画や席が時代に応じて増えていくということはとても大切なことで、何年かに1回ぜひ見直ししていただきたいと思います。その中で、車椅子使用者客席の設置数についてお願いしたいことがあります。車椅子席は、そのスペースだけが設けられることが多いですが、車椅子の方は一人でいらっしゃることも、同行者がいることが多いです。

介助者もしくは同行者の方は、パイプイスで観覧しているパターンがあるのが、腑に落ちないというか…、同行者も仮ではなくきちんと席を設けてほしいのです。

何年か前の豊橋のスタジアムでのラグビーワールドカップ大会時にいきましたが、そこは車椅子席と一緒に来られた方の席がちゃんと設置されていました。これからは同行者の方達のことも考えたものにしていただきたい。

普通の座席に乗り移ることができる人もいらっしゃるので、スタジアムや映画館などのシチュエーションに応じて、車椅子席から普通の座席に乗り移り、心地よく見ることのできる環境を整えていただくことを踏まえて、事業者さんには真剣に考えていただきたいと思いました。以上です。

【磯部分科会長】

はい。ご指摘を2ついただきました。

1点目は、カスタマーハラスメント(カスハラ)と、障害者がいろいろな要望を出すことの話です。

障害者差別解消法の方では、障害者からの様々な要望については、建設的対話という言葉を使っているわけですから、障害者の方はクレームでなく、建設的対話を行いたいという話であります。それをきちんと整理していくというのは、役所関係でいうと、旅館業と障害者サービス業の関係するところが協力し合って、調整が必要ではないかなと感じております。

2番目の話は、車椅子の方の席というのは、単に数と場所の話ではなくて、同行者または介護者の存在を含めた配慮が必要だという話です。どういう立場でその席を使うのか、そこまで配慮してあげないと、「基準はクリアしているんで」では使いにくい。そういう話も出ました。これらを踏まえて、事務局から何かコメントはありますでしょうか。

【中部運輸局 杉山バリアフリー推進課長】

今頂きました貴重なご意見につきましては、本省の方にはしっかりとお伝えしたいと思えます。

【磯部分科会長】

ありがとうございます。回答の方は、また後で整理いただければと思えます。

他に何かありますでしょうか。では、地方整備局さん、願います。

【中部地方整備局 天艸住宅整備課長】

ありがとうございます。

客席に関するご意見について、基準として落とし込むことが適切かというような議論は別途あるとは思えますが、頂いたご意見はしっかりと本省へ伝えて参りたいと思えます。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。では、セントレアさん。願います。

【中部国際空港(株) 空港運用本部 桑原氏】

中部国際空港(株)の桑原と申します。それでは失礼いたします。

お困りごとということで3つ書かせていただきましたけれど、1番上に書いたのが、今回皆様にご相談させていただきたい内容でございます。

中部国際空港開港当時から、皆様のお力を頂きながら、ユニバーサルデザインを作り上げてきたという経緯がございますけれども、開港からもうすぐ20年が経つというところで、いろいろな課題が顕在化してきており、昨年度からは、当事者の皆様とか、専門家の皆様に入っただいて、しっかりとユニバーサルデザインをもう一度見直す、そしてスパイラルアップ(好循環)をしていくという取り組みを本格化させており、これからが非常に楽しみなところなんですけど、一方で、現実的な問題として、我々は公共交通機関事業者でありながら、民間企業でありますので、どうしても、何かやろうとすると、お財布の問題が決まって出てきます。今、我々が進めているユニバーサルデザインのフォローアップの取り組みも、かなりのお金を切り詰めながら、場合によっては、当事者団体の皆様とか、専門家の皆様にもご協力をいただきながら、できることをなるべくコンパクトにという、制約の中での取り組みになってしまっているのが現実です。

こういったユニバーサルデザイン、当事者の皆様とか事業者とか専門家が入って、みんなで良くしようという共通意識の下で作りに上げていく自主的なものというのは、やはり良いものが生まれるという風に私は思っていますので、そこに対し可能であれば行政からのサポートですとか、そういったものがあれば、よりスパイラルアップというのが定着していくのではないかと考えております。

ユニバーサルデザインは作って終わりではなくて、永続的な営みというふうに、私は思っていますので、民間だけではちょっと厳しい部分をサポート頂きながら、持続性を持たせて、みんなで永続的にユニバーサルデザインを磨くことができれば良いな、と考えておりますので、この辺りもちょっと応援をいただけるような仕組みが、もし今後できればですね、非常にありがたいなというところを、本日皆さんと共有させていただきたいです。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。

一般論的でいうと、インフラの回収に対して、いろいろな手当てが出る時代になってきた。例えば、交通計画を作っても、支援をいただくこともありますし、セントレアさんのような立場のところもどうなのかなと。ズバリ言ってもらいましたけど、たぶんすぐに答えは出ないのかなと思いますけど、可能性はあるかどうかというので、ご検討いただければと思います。

その他、何かご意見などありますでしょうか。では、山田さんよろしく申し上げます。

【社会福祉法人 AJU自立の家 山田委員】

僕が個人的に考えることは、愛知県名古屋市っていうのは、世界の中でもまだ知られてないだろうと思う。これ現実の問題として、アジア大会があって、例えば小さな国でも金メダルを取るっていうと、愛知県名古屋市での大会で取ったっていうようなことで、大きくメディアに取り上げられると、ある面ではそれがきっかけでこの地域が広がるんだろうと思うんですね。ですから、そういう意味で、2026年がスタートで、この地域の観光っていうことを広げていく。あるいは、僕は福祉文化のレベルの問題で、そのレベルが問われてくるだろうということで、レベルが上がるほど、やっぱり障害がある人は、僕は車椅子ですけど、視覚障害の人もそうだし、聴覚障害の人もそうだし、知的障害の人たちもそうだろうと思うけど、そういう人たちが楽しく旅行ができる、観光ができるような文化ができる地域になれば、間違いなく楽しい地域になるだろうという風に僕は信じて疑ってないんです。

ですからこういう大きな大会があると、世の中が変わっていくっていうことで、僕は賛成派なんです。ぜひそういう点で、これからの問題っていうのは受け止めていただきたいなということです。

例えば、障害者っていうと、団体が多いわけです。さっきも言ったが、バスの運営では特別支援学校から来るといって、スクールバスはあるけれども、車椅子が1台か2台しか乗れない。それ、どうするんだ、大きな問題だと。障害者にとって、自分が乗っている車椅子から離れ、目的地についてから、いつ車椅子が来るかわからないっていうのは、とても不安なわけですよ。そういう面で、こういうことを受け止めていただきたいなと僕は思います。

もう1つ、この間、タクシーを頼んだら8000円取られ、ジャパントクシーに頼めばもっと安く行けたんだろうけど、「今はない」って言われ、つまり料金がバラバラなんです。名古屋駅まで行くのに8000円かと思いながら、どうしても行かなければいけないっていうことで行きましたけれど、こういう現実があるっていうこと。

シームレスで動ける、こういう情報がもらえるっていう、僕は家族旅行の経験をして、改めていいなと思ったから、僕はもっと行けと言いたいですね。

とても大事な情報が、僕が欲しい情報が、もらえるっていうことが大事だと。福祉文化が問われる時代が来るんだっていうことを、ぜひ考えていただきたい。

【磯部分科会長】

はい、ありがとうございます。

いろいろな意味で、この地域に来た人がいい思いをしたら、評判がどんどん広がっていくという、そういう期待感もあります。また、それでいい思いをして帰ってほしいと、私もそう思っております。

そろそろ終了時間が迫ってきましたので、全体を通して、村井先生の方からご意見ををお願いします。

【日本福祉大学 村井准教授】

はい、村井でございます。

悩んでいたユニバーサルデザインとか、移動等円滑化とか、こういうことは、実態を知るといのがとても重要だと思って、それが教育によって子供たちに理解してもらうことが、たぶん長期的に言うと、その子供たちが大人になって、社会に出てきてというふうに、やっぱり良くなっていくんじゃないかと思っています。

ですので、この資料にもあったバリアフリー教室というのも、とても大事だと思っています。これも、「お話を聞いて体験する」、それも重要なんですけど、もうちょっと踏み込んで、実際に、バリアフリー改修を子供達がやるとか、たとえばどこかの段差やスロープを取り付けるとか、そういう何かイベントみたいにして、子供達がそういう作業をすることで、すごく印象に残ると思うので、そういうようなことをわかってもらってもいいのかなと。それを実現させるためには、色々なハードルがあるかもしれないけど、やっぱり体を動かして実体験するってことは、子供達は本当に印象に残るので、そういう中で、例えば小学生、中学生、高校生、大学生という人たちが関わっていくと、やっぱり地域のつながりができてくるので、平等にここにいるなっていう感じはしました。以上です。

【磯部分科会長】

では、私からも一言。

もうユニバーサルデザインとかバリアフリーというのは、決して特別なことではないと冒頭にも話しました。もう当たり前の話だということですので、役所の中でも、ある特定の課、特定の部署だけがやる事ではなくて、全ての部署に関わってくるというに話になります。先程、色々なところでシームレスということもありましたが、まさにそういう時代になってきたと、改めて感じています。

なお、少しこの場を借りて紹介したいのですが、(社)土木学会の会誌の7月号に、「Ally(アライ)が作るインクルーシブインフラ」の特集がありました。インフラは「土木施設」のことで、土木施設をインクルーシブな状態で皆さんが使うのはあたりまえであり、これをやっという、一種の宣言です。皆で使う施設を作っているということです。また持ち帰って、色々と考えてみたらどうですかというような、私から問題提起をさせていただきます。

本日、みなさんからご意見をいただいたものに対して、事務局の方で、回答が必要なものは、後日まとめさせていただいて皆様にお示しできればと思います。

以上で本日の議題はすべて終了したと思いますので、進行を事務局のほうへお返ししたいと思います。

【事務局】

磯部先生、ありがとうございました。

続きまして、議事(4)のその他としまして、事務局からの連絡事項です。

本日の会議におきまして、皆様から頂きましたご意見等につきましては、後日、中部運輸局のホームページにて掲載させていただくほか、9月に国土交通本省で開催予定の「移動等円滑化評価会議」へ報告をさせていただきます。

なお、回答が必要なものにつきましても、後日改めて皆様へお示しできればと考えております。
最後に、中部地方整備局企画部環境調整官の武田より、閉会の挨拶をさせていただきます。

【中部地方整備局 武田環境調整官】

ご紹介にあずかりました、中部地方整備局環境調査官の武田でございます。

本日もご出席の皆様方におかれましては、長時間に渡りご参加いただきまして誠にありがとうございます。お疲れさまでございました。

また、本日の議論全般を有意義なものとしていただきました、分科会長の磯部先生、そしてご参加の皆様へ、改めて心より御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

本日の会議でもありましたが、様々な部署が絡んでいる中で、目標に向かって全体でまとまって進めていかなければいけないということで、そのところが一番難しいところだと思っておりますので、私も努力していかなければいけないと思っております。

本日もご参加の皆様方におかれましても、各地域、各団体に戻られました後も、本日の議論の成果を生かしていただきまして、ご活躍いただければと思う次第でございます。

最後になりましたけれども、今回の開催に当たり、多くの関係者の皆様へ心より感謝を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして、移動等円滑化評価会議中部分科会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。